

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針
(厚生労働省告示第六十五号 平成二十六年三月七日)

目次

前文

第1 精神病床の機能分化に関する事項

- 1 基本的な方向性
- 2 入院医療から地域生活への移行の推進 **議題1**
- 3 急性期の精神障害者に対して医療を提供するための体制の確保等
- 4 入院期間が一年未満の精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保
- 5 重度かつ慢性の症状を有する精神障害者に対して医療を提供するための体制の確保
- 6 重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の、入院期間が一年以上の長期入院精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保等
- 7 身体疾患を合併する精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保 **議題3**

第2 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

- 1 基本的な方向性
- 2 外来・デイケア等を利用する精神障害者に対する医療の在り方
- 3 居宅等における医療サービスの在り方
 - (1) アウトリーチ
 - (2) 訪問診療・訪問看護
- 4 精神科救急医療体制の整備
 - (1) 二十四時間三百六十五日対応できる医療体制の確保 **議題2**
 - (2) 身体疾患を合併する精神障害者の受入体制の確保
 - (3) 評価指標の導入
- 5 他の診療科の医療機関との連携
- 6 保健サービスの提供
- 7 福祉サービスの提供等

第3 精神障害者に対する医療の提供に当たっての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

- 1 基本的な方向性
 - 2 精神障害者に対する入院医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の連携の在り方
 - 3 地域で生活する精神障害者に対する医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の連携の在り方
 - 4 人材の養成と確保
- 第 4 その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項
- 1 関係行政機関等の役割
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 保健所
 - (4) 精神保健福祉センター
 - (5) 精神医療審査会
 - 2 人権に配慮した精神医療の提供
 - 3 多様な精神疾患・患者像への医療の提供
 - (1) 児童・思春期精神疾患
 - (2) 老年期精神障害等
 - (3) 自殺対策
 - (4) 依存症
 - (5) てんかん
 - (6) 高次脳機能障害
 - (7) 摂食障害
 - (8) その他必要な医療
 - ア 災害医療
 - イ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療
 - 4 精神医療の診療方法の標準化
 - 5 心の健康づくりの推進及び知識の普及啓発
 - 6 精神医療に関する研究の推進
 - 7 他の指針等との関係の整理
 - 8 推進体制